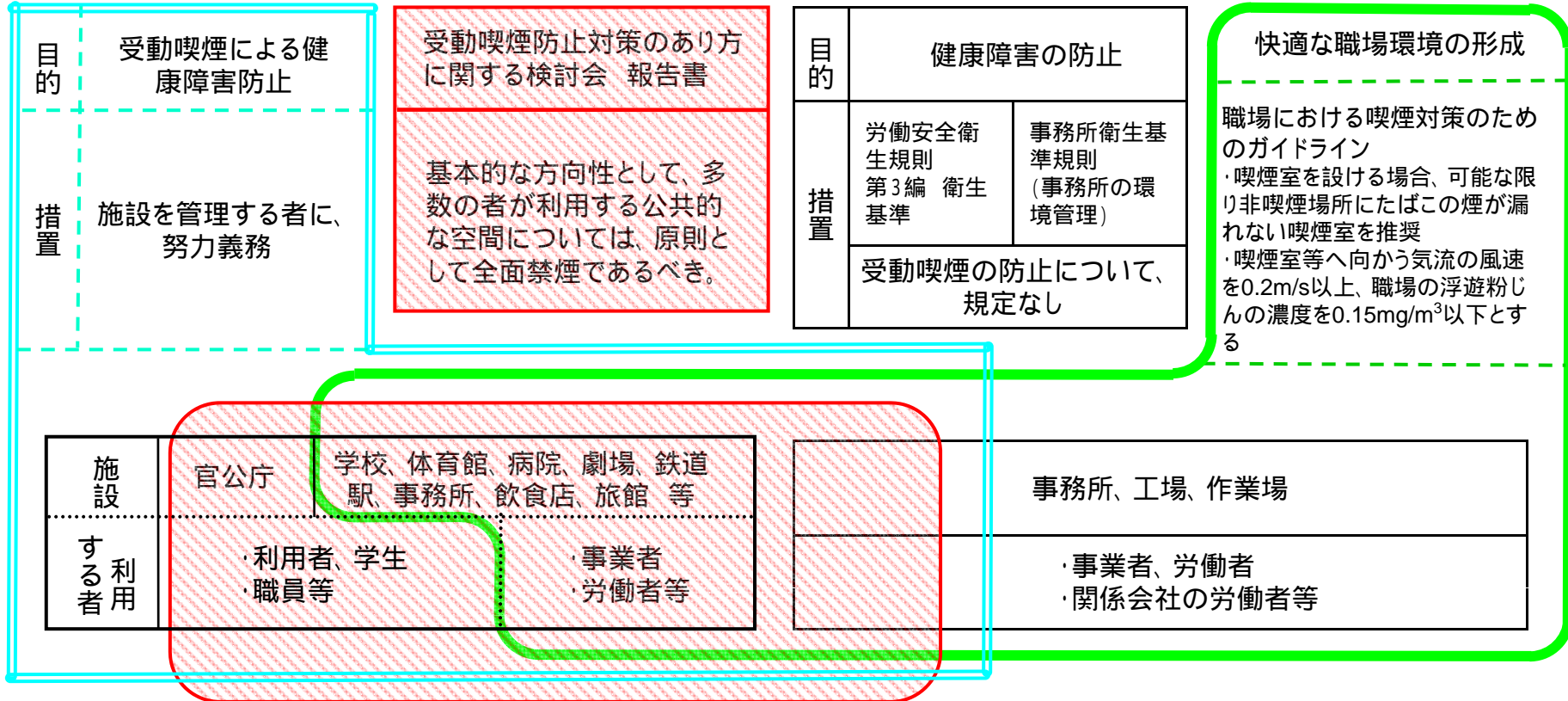


健康増進法と労働安全衛生法による受動喫煙防止対策の関係

〔健康増進法第25条〕

〔労働安全衛生法〕



健康増進法
 第25条 学校、体育館、病院、劇場、観覧場、集会場、展示場、百貨店、事務所、官公庁施設、飲食店その他の多数の者が利用する施設を管理する者は、これらを利用する者について、受動喫煙(室内又はこれに準ずる環境において、他人のたばこの煙を吸わされることをいう。)を防止するために必要な措置を講ずるように努めなければならない。

労働安全衛生法
 第22条 事業者は、次の健康障害を防止するため必要な措置を講じなければならない。
 一 原材料、ガス、蒸気、粉じん、酸素欠乏空気、病原体等による健康障害
 二から四 (略)
 第23条 事業者は、労働者を就業させる建設物その他の作業場について、通路、床面、階段等の保全並びに換気、採光、照明、保温、防湿、休養、避難及び清潔に必要な措置その他労働者の健康、風紀及び生命の保持のために必要な措置を講じなければならない。
 第71条の2 事業者は、事業場における安全衛生の水準の向上を図るため、次の措置を継続的かつ計画的に講ずることにより、快適な職場環境を形成するように努めなければならない。
 一 作業環境を快適な状態に維持管理するための措置
 二から四 (略)